食安発第 1026001 号
平成１９年１０月２６日

都道府県知事
各　保健所設置市長　　殿
特 別 区 長

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、
添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成１９年厚生労働省令第１３１号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成１９年厚生労働省告示第３４７号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和２３年厚生省令第２３号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和３４年厚生省告示第３７０号。以下「告示」という。）の一部が改正されたので、下記の事項に留意の上、その運用に遺憾のなきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の内容につき、関係者への周知方よろしくお願いする。

記

第１　改正の概要

１　省令関係

食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号。以下「法」という。）第１０条の規定に基づき、ブチルアルデヒドを省令別表第１に追加すること。

２　告示関係

（１）法第１１条第１項の規定に基づき、ブチルアルデヒドの使用基準及び成分規格を設定すること。

（２）法第１１条第１項の規定に基づき、農薬シフルメトフェン、ジメトモルフ及びフルフェノクスロン並びに農薬及び動物用医薬品ジノテフランについて農産食品等に係る残留基準値を設定したこと。

なお、シフルメトフェン及びジメトモルフに係る試験法については、本日付け食安発第 1026004 号当職通知を参照されたい。

（３）法第１１条第１項の規定に基づき、畜水産食品等に係る残留基準値が設定されている飼料添加物及び動物用医薬品アボパルシンについて、残留基準を削除したこと。これに伴い、アボパルシンについては、告示第１食品の部 A 食品一般の成分規格の項１に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」により規制されることとなったこと。

第２　省略

第３　運用上の注意

１　使用基準関係

ブチルアルデヒドについては、「着香の目的以外に使用してはならない。」との使用

基準を設定することから、有機溶剤として使用する等の着香の目的以外の使用は認められないこと。

２　添加物の表示関係

ブチルアルデヒド並びにそれらを含む食品及び添加物製剤については、法第 19 条第１項の規定に基づき添加物の表示を行うよう、関係業者に対して指導されたいこと。

なお、今回の省令及び告示の改正に伴い、平成８年５月２３日付け衛化第５６号厚生省生活衛生局長通知「食品衛生法に基づく添加物の表示等について」の別紙４「各一括名の定義及びその添加物の範囲」の７　香料の（３）に「ブチルアルデヒド」を加える。

（参考）

改正後の別紙４「各一括名の定義及びその添加物の範囲」の７　香料の（３）は、次のとおり。（下線部分が追加部分。）

（３）添加物の範囲　以下の添加物を香料としての目的で使用する場合。

アセトアルデヒド	アセト酢酸エチル
アセトフェノン	アニスアルデヒド
アミルアルコール	α－アミルシンナムアルデヒド
アントラニル酸メチル	イオノン
イソアミルアルコール	イソオイゲノール
イソブチルアルデヒド	イソ吉草酸イソアミル
イソ吉草酸エチル	イソチオシアネート類
イソチオシアン酸アリル	イソブタノール
イソプロパノール	インドール及びその誘導体
γ－ウンデカラクトン	エステル類
2-エチル-3,5-ジメチルピラジン及び 2-エチル-3,6-ジメチルピラジンの混合物	
エチルバニリン	２－エチル－３－メチルピラジン
エーテル類	オイゲノール
オクタナール	オクタン酸エチル
ギ酸イソアミル	ギ酸ゲラニル
ギ酸シトロネリル	ケイ皮酸
ケイ皮酸エチル	ケイ皮酸メチル
ケトン類	ゲラニオール
酢酸イソアミル	酢酸エチル
酢酸ゲラニル	酢酸シクロヘキシル
酢酸シトロネリル	酢酸シンナミル
酢酸テルピニル	酢酸フェネチル
酢酸ブチル	酢酸ベンジル
酢酸 l―メンチル	酢酸リナリル
サリチル酸メチル	シクロヘキシルプロピオン酸アリル
シトラール	シトロネラール
シトロネロール	１,８－シオネール
脂肪酸類	脂肪族高級アルコール類
脂肪族高級アルデヒド類	脂肪族高級炭化水素類
シンナミルアルコール	シンナムアルデヒド
チオエーテル類	チオール類
デカナール	デカノール
デカン酸エチル	2,3,5,6-テトラメチルピラジン

テルピネオール
2,3,5―トリメチルピラジン
バニリン
ヒドロキシシトロネラール
ピペロナール
フェニル酢酸イソブチル
フェノールエーテル類
ブタノール
フルフラール及びその誘導体
プロピオン酸
プロピオン酸エチル
ヘキサン酸
ヘキサン酸エチル
l―ペリルアルデヒド
ベンズアルデヒド
芳香族アルデヒド類
マルトール
５－メチルキノキサリン
２－メチルブタノール
l―メントール
酪酸イソアミル
酪酸シクロヘキシル
ラクトン類
別添２に掲げる添加物

テルペン系炭化水素類
γ―ノナラクトン
パラメチルアセトフェノン
ヒドロキシシトロネラールジメチルアセタール
フェニル酢酸イソアミル
フェニル酢酸エチル
フェノール類
ブチルアルデヒド
プロパノール
プロピオン酸イソアミルプ
プロピオン酸ベンジル
ヘキサン酸アリル
ヘプタン酸エチル
ベンジルアルコール
芳香族アルコール類
ｄ―ボルネオール
N―メチルアントラニル酸メチル
メチルβ―ナフチルケトン
dl―メントール
酪酸
酪酸エチル
酪酸ブチル
リナロオール

以上